

## 特定目的基金からの繰入運用の現状について

基金は、単年度予算主義の補完として、特定の行政目的のために資金を積み立て、運用するよう設置するもので、設置目的以外の目的による処分は禁じられている。

一方、本府の過去の財政運営においては、多額の財源不足を補い、財政再建団体転落を避けるための手法として、特定目的基金から借入れ（基金側からは繰入運用）を実施。現在、減債基金からの借入れ5,202億円をはじめ、7基金から計6,681億円の借入残高。

現在の財政状況でこれらの借入残高を速やかに返済することは困難（減債基金を除き、返済の方針なし）。そのため、基金残高において、名目上の残高と実質的な残高が乖離した状態が継続。

※ 今後は新たな借入れを行わないこととし、本年2月議会において基金条例の関係規定を改正。

### 府民に分かりにくいのではないか

#### これまでの考え方・対応

- ◆ 条例改正（H8）・予算計上（H8～H19）の際は、借入れについて議会に説明
- ◆ 借入れ後は、府HPやこれまでの行財政計画案等に基金残高等の状況として、「財政のあらまし」（年2回発行）等に基金の保有形態として記載
  - ✓ 財政状況の説明においては、一般会計側からみた「負債」の視点で捉えた記述ではなく、「活用可能な基金残高」という視点を中心に記載
  - ✓ 基金の保有形態の説明においては、単に「貸付金」と記述。こちらも貸し先が一般会計であることが分かりにくく、やはり一般会計側からみた「負債」の視点での説明にはなっていなかった

### マネジメントが機能しないのではないか

#### これまでの考え方・対応

- ◆ 基金借入れ（特に減債基金以外）は内部資金の有効活用で、対外的な負債とは異なる
- ◆ 「大阪府庁財政研究会報告書」でも現状を示した上で論点化

「府民サービスや行政水準を切り下げてまで『基金からの借入れ』と決別すべきなのか、あるいは、問題点がクリアできるなら、場合によっては借入れを視野に入れてよいのか、苦しい時に内部資金や貯金を活用するのは民間や家計ではむしろ当然のことではないかとの考え方もある。」  
（財政研最終報告P22「論点」より）

- ◆ 減債基金への返済が優先（対外債務の償還財源であり、実質公債費比率に影響）  
その他の基金は基金事業に現実の支障が生じないように、個別状況で随時返済
- ◆ 積立後の基金を目的外に処分すること自体を想定せず
  - ✓ 実質残高にあわせて基金を処分するという検討もしていない
- ◆ 各基金（福祉、文化振興、女性、みどり、府営住宅整備）においては、一般会計からの利息を含め、運用益を一定確保して事業を実施してきた

# 基金から一般会計への繰入運用状況

(H20年度決算見込)

(億円)

(単位:億円)

(千円)

基金名称	基金残高 (名目)	繰入運用 残高	基金残高 (実質)	繰入及び償還額										(参考) 20年度 繰入運用利子			
				H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18		H19	H20	
公共施設等 整備基金	1,369	1,154	215	634	520												0
福祉基金	192	160	32		160												82,771
みどりの基金	89	83	6		83												42,937
文化振興基金	16	13	3		58		△ 8	△ 5	△ 6	△ 5	△ 5	△ 5	△ 5	△ 3	△ 3		8,277
女性基金	29	28	1		37	△ 1	△ 1		△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 2	△ 1			14,485
府営住宅整備基金	205	41	164				41										21,210
減債基金	7,567	5,202	2,365					577	1,145	1,020	710	640	430	680			0
合計 (上記7基金)	9,466	6,681	2,785	634	858	△ 1	32	572	1,138	1,014	704	634	423	676	△ 3		169,680

(注)  
△表示は、返済額

※ 繰入運用(借入れ)は、一般財源で積み立てた範囲内で行っており、  
府民等からの寄附分を含んでいない。

**現 状**

**こ れ ま で の 経 過**